

特別養護老人ホーム聖芳園 ご利用料金

特別養護老人ホーム聖芳園の料金は、介護保険サービス費（合計①）と食事・居住費（合計②）とその他（合計③）の合計になります。

介護保険負担割合 1割

介護保険サービス費（合計①）

高額介護サービス適用後

		単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	施設サービス費		573円	641円	712円	780円	847円		19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
2	看護体制加算（Ⅰ）	4円	常勤の看護師を1名以上配置による加算					1段階	△4170円	△6210円	△8340円	△10380円	△12390円
3	看護体制加算（Ⅱ）	8円	看護職員が最低基準より多く配置、病院等との24時間の連絡体制の確保などの加算						15000円	15000円	15000円	15000円	15000円
4	夜間職員配置加算	13円	夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が最低基準を1人以上上回っていること						19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
5	精神科医師定期的療養指導	5円	精神科医師による定期的療養指導による加算					2段階	△4170円	△6210円	△8340円	△10380円	△12390円
6	日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36円	介護従事者の専門性、キャリアに応じた加算						15000円	15000円	15000円	15000円	15000円
合計			639円	707円	778円	846円	913円		19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
1	初期加算	30円（1日）	入所又は1ヵ月以上の入院後の退院時に30日間を限度として加算					3段階				△780円	△2790円
2	安全対策体制加算	20円（入所時）	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合に加算						19170円	21210円	23340円	24600円	24600円
3	科学的介護推進体制加算	①40円 ②50円（1ヶ月）	①：入所者ごとの心身状況等に係る基本的な情報について厚生労働省に提出し、フィードバックに活用した場合に加算。②：疾病状況等も追加した場合に加算						19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
4	経口移行加算	28円	経管栄養から経口摂取への移行に対する加算					4段階					
5	経口維持加算	①400円 ②100円（1ヶ月）	①：著しい誤嚥が認められる者 ②：①の者に対して経口維持等の計画、管理を行った場合に加算						19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
6	ADL維持等加算	①30円 ②60円（1ヶ月）	①：ADLの維持または向上を評価する加算 ②：効果的な取組を行ないADLが改善した場合に加算						19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
7	若年性認知症利用者受入加算	120円（1日）	初老期の認知症者に対してサービスを行う場合の加算					5段階					
8	栄養マネジメント強化加算	11円	栄養士または管理栄養士1名以上を配置し、各入所者の栄養状態維持・改善を図り、状態に応じた栄養管理を計画的に実施した場合に加算						19170円	21210円	23340円	25380円	27390円
9	療養食加算	6円（1食）	医師の指示に基づく治療食等の提供に対する加算										
10	口腔衛生管理加算	110円（1ヶ月）	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合に加算										
11	褥瘡マネジメント加算	①3円（1ヶ月） ②13円（1ヶ月）	①：褥瘡の発生リスクを評価し、褥瘡ケア計画をもとに褥瘡管理を実施した場合に加算 ②：かつ褥瘡の発生がなかった場合に加算					1段階	生活保護を受給している方、 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方		15000円/月		
12	排泄支援加算	①10円 ②15円	①：入所者全員に対して排せつ介護支援の取組行なった場合に加算 ②：排尿・排便の状態が維持・改善した場合に加算③かつおむつの使用がなくなった場合に加算					2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方		15000円/月	24600円/月	
13	外泊時費用	246円（1日）	入院又は外泊の場合に、所定自己負担に代えて月に6日を限度として徴収					3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担段階が第1・第2段階以外の方		24600円/月		
14	在宅サービスを利用した時の費用	560円	外泊時に施設より提供される在宅サービスを利用した場合に徴収					4段階	第1～3段階及び、第5段階以外の方		44400円/月	44400円/月	
15	看取り介護加算	①：72円(死亡日31日前～45日前)②：144円(死亡日以前4日以上30日以内)③：680円(死亡日の前日及び前々日) ④：1,280円(死亡日)（該当者のみ）お客様またはご家族と協議、合意し施設内で看取り介護を行った場合に加算						5段階	同一世帯内の第1号被保険者に現役並所得者（課税所得145万円以上）がいる方		44400円/月	44400円/月	
16	介護職員処遇改善加算Ⅰ	(サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額) × 8.3% 「介護職員処遇改善加算Ⅰ」											
17	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	(サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額) × 2.7% 「介護職員特定処遇改善加算Ⅰ」											
18	介護職員等ベースアップ等支援加算	(サービス利用に係る自己負担合計額＋その他該当加算額) × 1.6% 「介護職員等ベースアップ等支援加算」											
合計（1ヶ月）			19170円	21210円	23340円	25380円	27390円						

・高額介護サービス費：一度施設に利用料金をお支払いになったのち、上限額を越えた部分に相当する金額が高額介護サービス費として給付（払い戻し）されます（市区町村によって異なります）。
 ・介護保険負担割合証に記載されている負担割合に応じて、利用者負担額が決まります。1割負担の場合を記載しておりますが、お客様の所得等により負担割合が2割・3割に該当する方もおります。
 その場合は2倍・3倍の料金となります。詳しくは市区町村から交付された「介護保険負担割合証」をご確認ください。

特別養護老人ホーム聖芳園 ご利用料金

特別養護老人ホーム聖芳園の料金は、介護保険サービス費（合計①）と食事・居住費（合計②）とその他（合計③）の合計になります。

食事・居住費（合計②）

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	390円	650円	1360円	1445円
居住費	320円	420円	820円	820円	1171円
合計（日額）	620円	810円	1470円	2180円	2616円
②合計（1ヶ月）	18600円	24300円	44100円	65400円	78480円

食費内訳（朝：401円・昼：522円・夕：522円）

介護保険外サービス（合計③）

①預金管理費：50円（1日）
②タオル使用：400円（1ヶ月）
③電気料金：30円（一口・1日） 日常生活に必要な製品（電気シェーバー・携帯電話等）除く。
④理・美容代：2300円（総合整髪）
⑤菓子代：80円（1日）
⑥オムツにかかわる購入費及び、洗濯料等のお支払いは無料。
⑦日用品費（マスク・ポリデント・ボックスティッシュ・歯ブラシ・歯磨き等）：約2500円程（1ヶ月）
⑧医療費・薬剤費は実費。※インフルエンザ予防接種・肺炎球菌等は実費。
※特別な食事代：センター祭、敬老の日記念行事などの際にかかるお食事代 500円/回
1ヶ月：約10000円（別途、医療・薬剤費等）

料金（概算）

介護保険サービス費（合計①）	円
食事・居住費（合計②）	円
介護保険サービス外（合計③）	円
合 計	約 ¥0 円

対象者／特定入所者介護サービス費		食費	居住費
1段階	・世帯全員が市区町村民税が課税されていない方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	300円	320円
2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方 ・預貯金等が650万円以下の方（夫婦で1650万円以下の方）	390円	420円
3段階 ①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 ・預貯金等が550万円以下の方（夫婦で1550万円以下の方）	650円	820円
3段階 ②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方 ・預貯金等が500万円以下の方（夫婦で1500万円以下の方）	1360円	820円
4段階	・本人が市民税非課税で、世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方（世帯が分離している配偶者を含む）	1445円	1171円

・食費、居住費は“介護保険負担限度額認定証”に記載されている負担限度額に応じ、ご負担頂く金額が決まります。

・介護保険負担限度額認定証は、世帯の所得状況に応じて負担限度額が設定されます。

発行には市区町村への申請が必要となります。尚、所得・資産によって、負担が軽減されない場合があります。